

瞬快 サービス規約

(2005/11 版)

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社富士通四国システムズ（以下「F J S K」という）がお客様に提供する瞬快サービス（以下「本サービス」という）に関する実施条件を規定したものです。お客様は、本サービスの利用を希望する場合、本規約を承諾のうえ、F J S Kのパートナー（以下「パートナー」という）を経由して、F J S Kに対し申し込むものとします。パートナーからの申込みに対するF J S Kの承諾をもって、本サービスに関するパートナーとF J S Kとの契約（以下「本契約」という）は、成立するものとします。

第2条（本サービスの内容）

F J S Kは、本サービスをご契約いただいたお客様に対し、日本国内において以下の各号のサービスを提供します。ただし、以下のサービスのサポート対象製品は、『瞬快』とします。

1. Q/Aサービス

(1) 内容

F J S Kは、お客様からの瞬快のインストール、設定、使用方法、使用環境、トラブル等の問い合わせに対する回答を行います。

(2) サービス時間帯

9:00から12:00及び13:00から17:00（F J S Kの休日を除く）

(3) サービス方法

- 問い合わせおよび回答には、電話、F A X、インターネットを使用します。
- 電話回線料および付帯設備はお客様が負担するものとします。

(4) 特典

- Q/Aサービス製品（次年度以降契約を含む）をご購入頂いたお客様に対し、ご契約期間内は、お客様のご要求に応じて、無償にて製品の版数アップ、レベルアップを行うことができます。
- ご契約のお客様専用のホームページをご用意しております。

2. バージョンアップ付きQ/Aサービス（以下「V u p付きQ/Aサービス」という）

V u p付きQ/Aサービスをご購入のお客様は前第1項第（1）号から第（4）号の内容に加え、以下の特典が追加されます。

(1) 特典

V u p付きQ/Aサービス製品（次年度以降契約を含む）をご購入頂いたお客様に対し、ご契約期間内は、お客様のご要求に応じて、無償にて製品のバージョンアップを行うことができます。

3. 導入支援サービス（オンサイト）（以下「導入支援サービス」という）

(1) 内容

F J S Kは、お客様が瞬快を導入するにあたり、必要な要件ヒアリング、システム設計支援、環境定義/設定、瞬快のインストール支援および動作確認を行います。

(2) サービス時間帯

9:00から17:00（F J S Kの休日を除く）

(3) サービス方法

サービス員が、お客様の指定する場所でサービスを実施します。

4. 導入教育支援サービス（オンサイト）（以下「導入教育支援サービス」という）

(1) 内容

F J S Kは、お客様が瞬快を利用/運用するにあたり、必要な要件のヒアリング、運用指導および操作教育を行います。

(2) サービス時間帯

9:00から17:00（F J S Kの休日を除く）

(3) サービス方法

サービス員が、お客様の指定する場所でサービスを実施します。

5. 動作検証サービス（以下「動作検証サービス」という）

(1) 内容

F J S Kは、お客様から借用したクライアント機器にて、瞬快の各種動作の検証を行い、動作検証結果及び動作検証環境を報告するものとします。サービス内容は借用したクライアント機器での動作検証であって、借用クライアント機種全般での動作を保証するものではありません。

(2) サービス時間帯

9:00から17:00（F J S Kの休日を除く）

(3) サービス方法

お客様から借用した機器にてF J S K及びF J S K指定の場所でサービスを実施します。

第3条（本サービスの実施期間）

本サービスの実施期間は、次の各号のとおりとします。

1. お客様に提供するサービスがQ/Aサービス、V u p付きQ/Aサービスの場合

(1) サービス期間

サービス実施開始日から1年間とします。ただし複数年契約商品の場合は購入した商品の契約年数の間とします。なお、お客様は、F J S K所定の書面にサービス実施開始月を記入後パートナー経由でF J S Kに提出するものとします。

(2) 新規契約

サービス商品を購入し新規にサービスを受ける場合、サービス商品（瞬快）に対応したパッケージを同時に購入するものとします。

(3) 継続契約

サービスの契約を結んでいるお客様は現在契約中のサービス商品を購入することで、サービス内容を継続して受けることができます。

ただし、サービス期間を過ぎた場合および別サービス商品の購入は、新規契約の取り扱いとします。

2. お客様に提供するサービスが導入支援サービス、導入教育支援サービス、動作検証サービスの場合

お客様とF J S Kとの間で別途協議のうえ定めるサービス実施開始日から当該サービスの実施が完了するまでの間を実施期間とし、その実施完了予定日は、注文書記載のとおりとします。

第4条（お客様の協力）

1. F J S Kが本サービスをお客様の工場、事務所等（以下「お客様事業所」という）にて実施する必要がある場合、お客様はF J S Kに対しお客様事業所への立入および本サービスの実施に必要な什器備品等の無償使用を認めるものとします。

2. 前項よりF J S Kが本サービスをお客様事業所にて実施する場合、F J S Kはお客様の指示に基づき、当該お客様事業所におけるお客様の安全、衛生規則等を遵守するものとします。

3. お客様は、F J S Kが本サービスを実施するにあたり、お客様が保有するプログラム、データ等のうち必要と判断するものについてバックアップを取得するものとします。

第5条（検収）

本サービスが導入支援サービス、導入教育支援サービスの場合

F J S Kが、当該サービスを終了した場合、お客様はF J S K所定の書面に記名押印することをもって、F J S Kに対する検収を完了するものとします。

第6条（対価）

1. 本サービスの対価は、お客様とパートナーとの間の注文書その他の書面に記載のとおりとし、お客様は当該対価をパートナーに支払うものとします。

2. お客様に提供するサービスがQ/Aサービス、V u p付きQ/Aサービスの場合、本サービスの対価は、本サービスが契約期間満了以前に終了した場合でも、F J S Kの責に帰すべき事由による終了の場合を除き、お客様に対し返還されません。

第7条（本サービスに対する責任）

本サービスに対するF J S Kの責任は、次の各号のとおりとします。

1. お客様に提供するサービスがQ/Aサービス、V u p付きQ/Aサービスの場合

(1) F J S Kの責任は、お客様からの問い合わせに対して最善の努力をもって回答することに限られるものとします。

(2) F J S Kの責任は、お客様がサービス商品の特典で入手した新製品はお客様の責任で導入するものとします。

2. お客様に提供するサービスが導入支援サービス、導入教育支援サービス、動作検証サービスの場合

(1) 当該サービスの結果に、誤りその他の不具合（以下総称して「不具合等」という）が生じ、検収完了後1年以内にその旨F J S Kに通知された場合には、お客様、パートナーおよびF J S Kは、当該不具合等の原因について協議するものとします。協議の結果、当該不具合等がF J S Kの責に帰するものであると判断された場合、F J S Kは無償で当該不具合等を修正するものとします。ただし、当該不具合が重要なものでなく、かつ、その修正に過分の費用を要する場合、F J S Kは当該修正の責任を負担しないものとします。

瞬快 サービス規約

(2005/11 版)

(2)合理的な範囲で修正を繰り返し実施したにもかかわらず前号の不具合が修理されなかった場合、当該不具合等に起因してF J S Kがお客様に損害を与え、お客様がパートナー経由でF J S Kに対して損害賠償を請求したときは、お客様、パートナーおよびF J S Kによるその損害額等についての協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、本契約の当該サービスに関する対価を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、F J S Kの責に帰すことができない事由から生じた損害、F J S Kの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。なお、F J S Kが本号に基づき責任を負う期間は前号と同じとします。

第8条(再委託)

- 1.F J S Kは、本契約に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、F J S Kの責任において第三者に再委託できるものとします。
- 2.前項に基づきF J S Kが再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先を行った作業の結果については、当該再委託先がお客様の指定に基づくものであるものを除き、一切F J S Kが責任を負いお客様には迷惑を掛けないものとします。

第9条(秘密保持義務)

- 1.本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1)秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含む)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2)秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後14日以内に相手方に書面で提示された情報
- 2.前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - (2)受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3)開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4)開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 3.お客様およびF J S Kは、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本規約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、お客様およびF J S Kは、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料(電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という)を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
- 4.前項にかかわらず、お客様およびF J S Kは、法令により第三者への開示を強制された場合、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえ、秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
- 5.第3項にかかわらず、F J S Kは、再委託先に対して、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課したうえで、第1項におけるお客様の秘密情報を開示、提供することができるものとします。
- 6.お客様およびF J S Kは、相手方から開示された秘密情報を、本規約の履行のためにのみ使用するものとしその他の目的に使用しないものとします。
- 7.お客様およびF J S Kは、本規約の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製できるものとします。なお、秘密資料の複製物(以下「複製物」という)についても本条の定めが適用されるものとします。お客様およびF J S Kは、相手方から要求があった場合、または本規約の履行を完了した場合、遅滞なく秘密資料(複製物がある場合はこれらを含む)を相手方に返却、または破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
- 8.お客様およびF J S Kは、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本規約の内容を遵守させるものとします。

9.本条第1項第1項にかかわらず、本規約に関連して、別途お客様およびF J S K間で秘密保持に関する契約等を締結している場合、または、締結する場合には、当該契約等の定めと本規約の定めが異なる範囲において、当該契約等の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

10.お客様が保有する個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいい、以下同じ)でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために相手方から受領した資料(第3項の資料と同種のものいう)についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとします。

11.F J S Kは、F J S Kがお客様から受領した顧客の秘密情報(個人情報を含む)について、本条に定めるお客様の秘密情報に準じて取り扱うものとします。

第10条(解除)

- 1.お客様が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、F J S Kはなんらの通知・催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1)手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (2)差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (3)法的倒産手続き(破産、民事再生手続、商法上の会社整理、会社再生手続を含み、かつこれらに限らないものとします)による手続き開始の申し立てがあったときもしくは清算に入ったとき
 - (4)解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5)監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき
 - (6)本契約に基づく債務を履行せず、F J S Kから相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- 2.お客様は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第11条(F J S Kの責任)

- 1.F J S Kは、本契約に基づく債務を履行しないこと、もしくは前条第1項第(1)号から第(4)号までのいずれかに該当したことによりお客様に損害を与えた場合、お客様、パートナーおよびF J S Kによるその損害額等についての協議のうえ、損害発生の原因となった本製品等に関する以下の各号の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、F J S Kの責に帰すことができない事由から生じた損害、F J S Kの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
 - (1)お客様に提供するサービスがQ/Aサービス、Vup付きQ/Aサービスの場合
本契約サービスの対価
 - (2)お客様に提供するサービスが導入支援サービス、導入教育支援サービスの場合、動作検証サービスの場合
本契約サービスの対価
- 2.F J S Kが負う責任は本契約または付帯契約に定める範囲に限られるものとします。なお、前項に定めるF J S Kの責に帰すことができない事由には、次に定める場合が含まれるものとし(ただし、これに限らない)、F J S Kは当該事由に起因してお客様に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。
 - a.パートナーが独自にお客様に提供した物品に起因するトラブルの場合
 - b. F J S Kが提供するサービス環境に対して第三者が故意に当該機能を破壊する場合

第12条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、高松地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条(誠実協議)

本規約に定めのない事項については、その都度お客様、パートナーおよびF J S K誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

以上